

別添 2

労 審 発 第 1 0 3 8 号

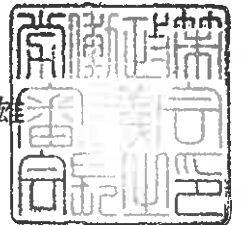
平成 3 0 年 1 2 月 2 6 日

厚生労働大臣

根本 匠 殿

労働政策審議会

会長 樋 口 美 雄



平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日 付 け 厚 生 労 働 省 発 基 1 2 1 4 第 8 号 を も っ て 労 働 政 策 審 議 会 に 諮 問 の あ っ た 「 労 働 基 準 法 第 4 1 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ り 同 項 第 1 号 の 業 務 に 従 事 す る 労 働 者 の 適 正 な 労 働 条 件 の 確 保 を 図 る た め の 指 針 案 」 に つ い て は 、 本 審 議 会 は 、 下 記 の と お り 答 申 す る 。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

平成30年12月26日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

「労働基準法第41条の2第1項の規定により同項第1号の業務に従事する  
労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針案」について

平成30年12月14日付け厚生労働省発基1214第8号をもって労働政  
策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と考える。